

お知らせ

記者発表資料	令和7年4月25日
--------	-----------

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故を発生させた下記業者について、指名停止の措置を行いました。

- 指名停止措置業者名及び住所**
 株式会社塩月工業 福岡県春日市大土居2-133
- 指名停止措置期間**
 令和7年4月25日 ～ 令和7年5月8日 (2週間)
- 指名停止措置の範囲**
 中国地方整備局管内
- 事実の概要**
 株式会社塩月工業は、当該業者が一次下請として請け負った島根原子力発電所（島根県松江市）における地盤改良工事において、令和5年12月21日、労働者に鉄骨の撤去・搬出作業を行わせるにあたり、同労働者の頭上にある均しコンクリートが落下することにより、同労働者が死亡する工事関係者死亡事故を発生させた。
 この件について、労働者の労働災害を防止するための必要な措置を講じなかったとして、当該業者及び当該業者の現場代理人は、労働安全衛生法等違反により、令和6年8月22日に松江区検察庁から公訴を提起され、同月27日に松江簡易裁判所から略式命令（罰金刑）を受けた。
- 指名停止措置理由**
 上記事実は、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められることから、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1第8号>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	当該認定をした日から
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	<u>2週間以上2ヵ月以内</u>

<問い合わせ先>

中国地方整備局 082-221-9231 (代表番号)：平日・昼間
 総務部 契約課長 さくらい よしひこ 櫻井 克彦 (内線2511)
 ◎総務部 契約課 課長補佐 ひろた たかひさ 廣田 貴久 (内線2514)

港湾空港部 082-511-3900 (代表番号)：平日・昼間
 総務部 契約管理官 ひらもと けんじ 平本 健司 (内線130)
 ◎総務部 経理調達課 課長補佐 つじ こういちろう 辻 孝一朗 (内線132)